

債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する検討（２）

第１ 現行の財産開示手続の見直し

１ 財産開示手続の実施要件の見直し

(1) 申立てに必要とされる債務名義の種類拡大

金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義のうち、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促については、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることが認められていない（民事執行法第１９７条第１項柱書き）。この点については、いずれの債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとするという考え方があるが、どのように考えるか。

（補足説明）

1 現行法は、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義のうち、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促については、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることを認めていない（民事執行法第１９７条第１項柱書き）。これは、財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができないというこの手続の特質を考慮して、この手続の申立てをする債権者が有すべき債務名義については、暫定的な裁判所の判断である仮執行宣言付きのものを除外し、また、誤った執行がされても原状回復が容易であることを理由として金銭債権に限って債務名義性が認められている執行証書及び支払督促を除外する趣旨である。

2 これに対しては、いずれの債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるものとするべきであるという考え方がある。その根拠としては、まず、財産開示手続は強制執行の準備として行われるものであり、いずれの債務名義についても、それにより行うことができる強制執行の内容に違いはないのであるから、強制執行と財産開示手続とでは、本来、その申立てに必要とされる債務名義の種類に差を設けるべきでない旨が指摘されている。

この立場からは、平成１５年改正の際には情報開示によって債務者が重大な不利益を被るおそれが重視されていたが、制度創設後の運用状況を見ると、この手続により債務者の受ける不利益の程度が、財産を不当に差し押さえられて

換価された場合と比べて、必ずしも重大とは言えないなどと指摘されている。また、執行証書（民事執行法第22条第5号）については、平成15年改正の際には、一部の悪質な貸金業者による濫用が懸念されていたが、その後、平成18年の貸金業法改正により、貸金業者が債務者等から執行証書の作成に関する委任状を取得することを全面的に禁止するという措置が講じられている上、昨今では、離婚した夫婦間の養育費の支払を確実にするために執行証書の活用が推奨されるなど、執行証書の活用をめぐる社会状況の変化が見られる。

この考え方によれば、債務名義の対象となった権利関係に争いがあれば、金銭債権についての強制執行と同様に、債務者が執行停止の裁判（民事訴訟法第403条等、民事執行法第36条第1項等）を申し立てることにより個別に対処することとなる。また、債務者財産に関する情報の開示後に権利の存在が否定されるに至った場合への対処は、取得した情報の目的外利用の制限（民事執行法第202条、第206条第2項）により、その情報の保護を図ることが想定されている。第2回会議では、目的外利用に対する制裁を強化することで、債務者財産に関する情報の保護をより実効的に確保するという方策もあり得るのではないかとの意見もあった。

- 3 この考え方とは反対に、第2回会議では、平成15年改正の際に考慮されたこの手続の特質については、基本的には現在も引き続き考慮する必要があるとして、財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大するのは適当ではないとの意見があった。特に、執行証書については、平成15年改正後の社会状況の変化を踏まえてもなお、現在の実務上、執行証書の対象となった権利の存在及び内容や、執行証書の成立に関する紛争が少なくないとの指摘がされた。このほか、支払督促についても、一部の悪質な業者からの不当な申立てにより消費者被害が生じていることや、事後的にその内容等に関する紛争が生ずることが少なくないことが指摘された。
- 4 ところで、第2回会議では、申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大することに反対する立場からも、実際上の必要性という観点から、離婚した夫婦間の養育費の支払を確実にするために執行証書の活用が推奨されているという実情を踏まえ、扶養義務等に係る定期金債権に限って執行証書に基づく財産開示手続の実施を認める特則を設けるべきであるとの意見があった。このような特則を設けることについては、この手続の特質との関係で、扶養義務等に係る定期金債権に限ってこのような特則を設けることの合理性をどのように説明するかが問題となる。

(2) 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直し

財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、基本的には強制執行を開始

するための一般的な要件が備わっていれば財産開示手続を実施することができるものとした上で、一定の事由が認められる場合には、債務者が財産開示を拒むことができるような仕組みを導入するという考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

1 現行法は、財産開示手続の申立てをするための要件として、①強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が請求債権（執行債権）の完全な弁済を得ることができなかつたこと（民事執行法第197条第1項第1号）、又は②知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が請求債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたこと（同項第2号）が必要であるとしている。これは、財産開示手続は、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであることから、この手続を行う必要がある場合に限り、手続を実施するのが相当であるとの考え方に基づくものである。

2 これに対しては、不奏功等の要件の立証（疎明）が必ずしも容易でなく、結果として制度の利用を躊躇させる要因となっているなどとして、より緩やかな要件の下で財産開示手続の申立てを認めるべきであるとの指摘があり得る。

もっとも、債務者のプライバシーや営業秘密等の保護との関係で、債務者財産に関する情報開示の強制は、一般に、できる限り謙抑的にすべきであると考えられることから、この手続を実施する必要がある場合に限るという現行法の考え方には、相応の合理性がある。

また、制度創設後の運用状況に関して、不奏功等の要件のうち上記②（民事執行法第197条第1項第2号）については、その疎明がそれほど困難ではないとの指摘がされている。すなわち、同号の「知れている財産」の意義を、債権者が「受動的に知っている財産のみでなく、債権者が通常行うべき調査を行って知れている財産」と解する裁判例（東京高決平成17年4月27日公刊物未登載）によれば、債権者に一定の能動的な調査が求められることとなるものの、その調査の程度に関して、現在の裁判実務においては、債務者の住所所在地の不動産登記簿謄本の提出などで足りるとしている例が多く、また、この要件を満たさないことを理由として申立てが却下された事例はほとんどないとの指摘がある。

そこで、不奏功等の要件を見直す必要があるか否かについては、これらの指摘を踏まえ、更に検討する必要があると考えられる。

3 不奏功等の要件の見直しの方向としては、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を完全に撤廃し、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば足りるとすることも考えられないではないが、この考え方は、債権者が強

制執行の申立てに必要でないにもかかわらず債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報を得ることを防止することができないという難点がある。そこで、債務者財産に関する情報開示の強制はできる限り謙抑的にすべきであるという考え方を基本的に維持した上で、新たな要件の立て方を検討することが考えられる。

一つの考え方として、不奏功等の要件を撤廃した上で、「正当な理由がないとき」には財産開示の申立てを却下することができるものとするという考え方が提示されている。しかし、「正当な理由がないとき」の内容や要件の位置付けが必ずしも明らかでないため、現行法と比べて、債権者にとって立証が容易になるとは限らないという問題があるように思われる。

第2回会議では、別の考え方として、基本的には強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば足りるとした上で、例外的に、債務者が財産開示を拒むことができる場合を定めるという考え方が示された。例えば、民事執行法第197条第1項第2号や同法第200条第1項を参考として、知れている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかである場合には、債務者の申立て（又は執行抗告）により、財産開示手続の実施決定を取り消すといった仕組みなどが考えられる。

(3) 再実施制限の緩和

財産開示手続の再実施が制限される期間を短縮すべきであるとの考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 現行法は、財産開示手続が実施された後3年内は、原則としてこの手続の再実施を許さないこととし、債務者が財産開示期日の後に新たに財産を取得したときなどに限って、例外的に手続の再実施をすることができるとしている（民事執行法第197条第3項）（注）。これは、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする趣旨であり、再実施が制限されている期間中、他の債権者は、既に実施された財産開示手続の記録を閲覧することが想定されている。
- 2 これに対しては、今日では資産状況の変動の頻度が高まっているなどとして、再実施がより柔軟に許されるように改めるべきであるとの意見があり、再実施の原則的な制限を廃止した上で、「申立人がその金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められるなど正当な理由がないとき」には財産開示手続の実施を認めないとの規律に改めるとの考え方が示されている。

しかし、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする必

要があることについては、現在でも、大きな異論がないと考えられる。また、再実施の原則的な制限を撤廃した上で、「申立人がその金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められるなど正当な理由がないとき」には財産開示手続の実施を認めないとの規律に改めるとの考え方もあり得るものの、この考え方に対しては、「正当な理由がないとき」の内容や要件の位置付けが必ずしも明らかでないため、現行法と比べて、当事者の立証が容易になるとは限らないとの批判がある。

そこで、財産開示手続が実施された後一定の期間内は、原則としてこの手続の再実施を制限するという現行法の規定（民事執行法第197条第3項）については、基本的に維持する必要があると考えられる。

3 もっとも、再実施が制限される期間を3年と定めていることに対しては、第2回会議において、例えば、1年に短縮するべきであるとの意見があった。この考え方については、平成15年改正の当時と現在とで債務者の資産状況の変動の頻度に有意な変化があるといえるかなどの点で、更に検討が必要であると考えられる。

4 このほか、第2回会議では、ある債権者の申立てにより財産開示手続が実施された後3年内であっても、他の債権者の申立てによる場合には、再度の手続の実施を認めるべきであるとの考え方も示された。

しかし、この考え方については、開示義務者がその選択により執行裁判所の許可を得て一部のみを開示した場合には再実施を制限しないとしている現行法の規定（民事執行法第197条第3項第1号）との関係を整理する必要があると考えられる。また、第2回会議では、先に申立てをした債権者から債権譲渡を受けた者が申立てをする場合や、同一の債務者に対する複数の債務名義を有する債権者が複数回の申立てをする場合などがあり得ることを踏まえると、「他の債権者」からの申立てとして再実施が認められる場合を明確に規律することが困難ではないかといった批判が加えられた。

(注) 民事執行法第197条第3項によれば、債務者が過去に財産開示期日においてその財産について陳述をした場合であっても、①債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかったとき、②債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき、③当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したときには、例外的に、再度の財産開示手続を実施することができる。

2 手続違背に対する制裁の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく、陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳

述をした場合の制裁（民事執行法第206条第1項）については、これを強化すべきであるとの考え方があるが、どのように考えるか。具体的には、現行法の過料を罰金刑に改めるとの考え方などがあるが、どのように考えるか。

（補足説明）

- 1 現行法は、開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく、陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合に、30万円以下の過料に処することとしている（民事執行法第206条第1項）。平成15年改正の際の議論では、刑事罰を科すべきであるとの意見もあったものの、この手続が悪質な貸金業者による過酷な債権取立ての手段として濫用されることを懸念する意見などもあったことから、採用されなかった。
- 2 これに対しては、財産開示手続において、開示義務者が不出頭等により財産の全部又は一部を開示しなかった事件が少なからず生じていることを指摘し、その原因の一つが手続違背に対する制裁が弱いことにあるとして、より強力な制裁を科すべきであるとの考え方があり得る。

現行よりも強力な制裁としては、例えば、手続違背に対して刑事罰を科すべきであるとの考え方があり得る。新たに導入する刑事罰の趣旨については、例えば、司法手続（民事執行手続）に対する妨害行為を処罰するものと位置付けることが考えられる。民事執行手続の妨害に対する刑事罰の例としては、例えば、強制執行を妨害する目的で、強制執行を受けるべき財産を隠匿するなどの行為を処罰するもの（刑法第96条の2等。3年以下の懲役・250万円以下の罰金）、不動産競売における売却基準額の決定に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者を処罰するもの（民事執行法第205条第1項第1号。6月以下の懲役・50万円以下の罰金）などがある。また、破産手続においては、破産者（債務者）が、その所有する不動産、現金等の財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならないとされており、この手続違背（書面の提出拒絶、虚偽の書面の提出）は刑事罰の対象とされている（破産法第41条、第269条。3年以下の懲役・300万円以下の罰金）。

新たに導入する刑事罰の法定刑としては、まずは罰金刑が考えられるが、ここで念頭に置かれているのが金銭債務の履行を怠っている者であることを踏まえ、罰金刑では債務者に対する十分な威嚇とならないなどとして、手続の実効性をより一層確保するために、懲役刑を設けることも含めて検討すべきであるとの考え方もあり得る。もっとも、手続違背に対して刑事罰を科すべきであるとの考え方については、法定刑が懲役刑であるときのみならず、仮にそ

の法定刑が罰金刑であったとしても、最終的には労役場留置（刑法第18条）となって身体を拘束される可能性があるため、我が国の民事実体法においては債務不履行に対する責任追及として身体を拘束することが念頭に置かれていないこととの関係を踏まえた検討が必要であるとの指摘があり得る。このような指摘に対しては、新たに設ける刑事罰が、債務不履行に対する制裁ではなく、執行法上の手続違反に対する制裁であるとの反論があり得る。

- 3 手続違背に対して刑事罰を科するべきであるとの考え方としては、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述のいずれの手続違背に対しても刑事罰を科するべきであるとの考え方と、虚偽陳述の場面が特に違法性が高いとして、これに限って刑事罰を科することとすべきであるとする考え方があり得る。もっとも、後者の考え方に対しては、不出頭等について現行の制裁を維持するのでは、かえって不出頭を誘発することになりかねないとの批判や、不出頭の場面でも虚偽陳述の場面でも、債権者が債務者財産に関する正確な情報を得ることができないという意味では違法性に差がないとの批判があり得る。
- 4 このほか、現行よりも強力な制裁としては、間接的な強制手段として開示義務者の身体拘束を行うべきであるとの考え方や、手続に違反した者等について、裁判所が名簿を作成した上で登録すべきであるとの考え方などがあり得る。

しかし、このうち、前者については、強制的に身体拘束された者が自らの財産状況を正確に陳述するとは期待できないため、財産開示手続の実効性が向上するとは限らないとの批判があり、また、後者については、債務者の就労が困難となることや、他の民事執行手続の違反に対する制裁との際の説明が困難であることなどの批判がある。

3 その他

以上のほか、財産開示手続の見直しをすべき点について、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 第2回会議では、権利実現の実効性を向上させるため、過去に処分された財産を陳述義務の対象としていない現行の規定を改め、開示義務者に対し、過去の一定期間内に処分された財産に関する情報についても陳述義務を負わせるべきであるとの意見があった。この意見の根拠としては、財産開示手続と詐害行為取消権とを関連付けて、過去に処分された財産であっても、詐害行為取消権によってその処分が取り消されれば強制執行の対象となり得ることに着目して説明しようとするもののほか、開示義務者の陳述の正確性を担保するなどの観点から、現在の債務者財産の内容を把握する上で過去に処分された財産に関する情報が必要となる場面があり得ることに着目して説明しようとするものが紹

介された。

しかし、このような事項を陳述義務の対象に含めることは、債権者に対して執行対象となり得る財産の状況を把握させるというこの制度の目的を超えるものとなるおそれがあると考えられる。

そして、上記意見の根拠のうち、財産開示手続と詐害行為取消権とを関連付ける説明に対しては、詐害行為取消権の行使のためには無資力要件を満たす必要があるため、債務者の過去の財産処分が詐害行為に該当するとは限らないとの批判がある。

また、開示義務者の陳述の正確性を担保するなどの観点からの説明に対しては、現行の規定においても、現在の債務者財産を特定するために必要となる情報の取得は、財産開示期日における質問（民事執行法第199条第3項、第4項）により対応することが想定されていることや、開示義務者の陳述の正確性は、虚偽陳述に対する制裁（同法第206条第1項第2号）により確保されているとの批判がある。

- 2 第2回会議においては、債務者の有する積極財産に関する情報を例外なく陳述義務の対象としている現行の規定を見直し、営業秘密に関する情報を陳述義務の対象から除外する余地があるのではないかといった意見があった。この意見は、現行の規定によれば、債務者がその顧客に対する売掛金債権等を有するときには、開示義務者の陳述義務の内容に、債務者の顧客情報のような営業秘密等に属する情報が含まれ得ることなどを念頭に置いたものと思われる。

現行の制度においては、このような場面における債務者の営業秘密等の保護は、開示された情報の目的外利用の制限（民事執行法第202条、第206条第2項）などによって対処することとなると考えられる。

第2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

1 総論（新たな制度の創設）

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新たに創設するものとしてはどうか。

（補足説明）

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設するという考え方は、平成15年改正の際には採用されなかったが、改めて今般この制度を創設すべきであるとの考え方が提示されている。この考え方の根拠としては、まず、平成15年改正で創設された財産開示手続の運用状況を見ると、開示義務者が財産開示期日への出頭等を拒絶するケースが少なからず生じており、債務者自身の陳述により債務者財産に関する情報を取得する制度には一定の制度的な限界があることが認識されるに至ったことが挙げられる。また、金

融機関に対する預貯金口座に関する情報の照会に関しては、近時、金融機関における情報管理システムの整備が一部の例外を除いてされており、金融機関の本店に対して債務者の預貯金口座の有無を照会すれば、全ての支店における預貯金口座の有無を比較的容易に調査することができるようになったという状況の変化がみられる。

2 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

(1) 私人からの情報の取得

ア 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとしてはどうか。

この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項とする考え方があるが、どのように考えるか。

イ このほか、金融機関以外の者から一定の情報を取得する制度を設けることにつき、どのように考えるか。

(補足説明)

1 第三者と情報の範囲についての基本的な考え方

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新たに創設するに当たっては、基本的な制度の在り方として、どのような第三者から、どのような情報を取得することを目指すのが問題となる。

この点に関しては、広く国民一般（法人も含む。）や公的機関に対して、債務者財産に関する情報の提供を求めることができる制度を構想した上で、第三者において情報提供に応ずることが實際上適当でないケースには、一定の拒絶事由を法定することによって対応を図るという考え方もあり得るものの、情報取得の必要性や実際の情報提供の内容等を踏まえた個別的な場面を具体的に想定することなく、適切な拒絶事由を設けることは困難であると考えられる。

そのため、制度の対象とする第三者と情報の範囲については、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、個別的に検討するアプローチを基本とすることが考えられる。

2 第三者と情報の範囲を限定するに当たっての基本的考慮要素

この制度の対象となる第三者と情報の範囲を個別に検討するとしても、その際には様々な要素を考慮する必要があるが、少なくとも第三者が私人である場面を念頭に置けば、例えば、①情報取得の必要性、②その第三者が負うこととなる情報提供義務の根拠、③その情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮、④回答に要する事務負担や第三者の対応能力等について検討する必要がある。

あると考えられる。

(1) 情報取得の必要性

我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしている。このような探索的な差押えが比較的緩やかに許容されている実務の下では、この制度を利用して情報を取得するまでもなく、債権者が債権差押命令の申立てをすることが可能な場合が少なくないといわれている。

これに対して、例えば、預貯金債権の差押えの場面については、取扱店舗を限定せずに「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。」という順位付けをする方式（全店一括順位付け方式）による（差押債権額の割り付けをしない）差押命令の申立ては不適法であるとされており（最決平成23年9月20日民集65巻6号2710頁）、その取扱店舗を限定しなければならない。

このような債権差押実務における預貯金債権の特殊性を踏まえれば、金融機関からの情報取得については、その必要性が特に高いといえる一方で、これ以外の場面（例えば、生命保険契約解約返戻金や投資信託受益権など）については、少なくとも第三債務者からの情報取得を念頭に置く限り、情報取得の必要性が特に高いとはいえないと考えられる。

もっとも、情報取得の必要性という観点からは、第3回会議において、債務者の財産が全く分からない場面では探索的な差押命令の申立てをすることすら困難であることを理由に、預貯金債権以外の債権（例えば、生命保険契約解約返戻金や投資信託受益権など）についても、第三債務者以外の第三者からの情報取得を念頭に、その必要性があるのではないかとの意見もあった。

(2) 第三者の負う情報提供義務の根拠

第三者の負う情報提供義務の根拠については、これを証人義務（民事訴訟法第190条）のように広く国民一般が負うべき義務として捉える考え方と、現行法上も債権執行では、差し押さえられた債権の存否等について第三債務者に陳述義務が課せられていること（民事執行法第147条）に着目して、この陳述義務を時間的に前倒しすることにより第三者が情報提供義務を負う根拠を説明しようとする考え方があり得る。また、これらの考え方に加えて、債権差押えの場面における預貯金債権の特殊な取扱い（前記(1)参照）に着目して、金融機関の情報提供義務を正当化しようとする考え方などがあり得る（注1）。

これらの考え方は、いずれも、銀行等の金融機関に対して情報提供義務を課すことを正当化する根拠となり得ると考えられる。

これに対し、金融機関以外の事業者を対象とすることについては、この制度による情報提供義務を国民一般が負うべき義務と捉える考え方からの正当化があり得るものの、これに対しては、専ら債権者の私的な利益追求のための手続である執行手続においては、債務者財産の調査は基本的には債権者の責任で行うのが基本であるから、この考え方のみでは新たな義務を課す正当化根拠としては薄弱であるとの指摘がされている。そして、対象となる第三者や情報の内容等に着目した考え方を重視する立場からは、預貯金債権のような特殊な取扱いがされているかを検討する必要があるとされる。

また、金融機関以外の事業者のうち、第三債務者以外の第三者を対象とすることについては、そのような第三者が必ずしも債務者と第三債務者との間の権利義務に関する情報を保有しているとは限らないことを踏まえると、そのような第三者に対して制度的に情報提供義務を課すことは、新たに情報収集（集約）義務を課すことにほかならないとの指摘もされている。

(3) 債務者の個人情報等への配慮

この制度において第三者に提供を求める情報には、債務者の個人情報に属するものが含まれ得るため、第三者が負っている守秘義務等と新たに課される情報提供義務との関係を明らかにする必要があると考えられる。

この関係に関しては、まず、財産開示手続による債務者自身の開示義務と関連付けて説明するアプローチとして、先行する財産開示手続において債務者が開示義務を負うと判断された場合や、財産開示手続を実施していなくても、債務者が開示義務を負う要件が充足されているといえる場合には、債務者財産に関する情報については、既に第三者が債務者に対して負う守秘義務等によって保護される正当な利益がないとする考え方があり得る。この考え方によれば、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得するための要件を、財産開示手続と同等かそれ以上のものとするのが考えられる。

これと異なるアプローチとして、その情報に含まれる秘密が保護に値するか否かを、その情報の内容等から個別的に判断しようとする考え方もあり得る。例えば、債務者の預貯金口座に関する情報には、金融機関自身の営業秘密が含まれず、また、その預貯金債権が差し押さえられれば、第三債務者である金融機関は裁判所書記官からの陳述催告（民事執行法第147条第1項）に基づいて債権の存否等を陳述しなければならないとされているから（民事執行規則第135条第1項）、債務名義に基づいてその預貯金債権を差し押さえられる可能性のある債務者にとっても、金融機関の守秘義務等によって保護される正当な利益があるわけではないとの評価があり得る。

(4) 回答に要する事務負担や第三者の対応能力等

第三者から情報を取得する制度においては、第三者に一定の事務的な負担を課すこととなるため、新たな制度の導入を円滑に進めるといった観点からは、その回答に要する事務的な負担や、回答能力等が問題となる。

そして、例えば、近時、金融機関の保有する預貯金口座に関する情報については、各金融機関における情報管理システムの整備が進んでいることを指摘することができる一方で、金融機関以外の事業者においては、必ずしもこのような情報管理の体制が整っているわけではないと考えられる。

3 金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度（本文ア）

銀行等の金融機関から債務者の預貯金口座に関する情報を取得する制度を設けることは、前記2のとおり、その必要性が高く、基本的な考慮要素のいずれの観点からも正当化し得るように思われる。

この制度の対象となる金融機関の範囲としては、基本的には、現行法上預貯金を取り扱うことができる金融機関の全てとすることが想定され得る(注2)。本文アの「金融機関」も、基本的にはこの意味で使用しているものであるが、情報管理システムの整備状況といった第三者の対応能力等の観点も踏まえ、「金融機関」の具体的範囲を更に検討することが考えられる。

金融機関から取得する情報の具体的範囲については、債権執行の申立てをするためには債権を特定するための情報を取得することができれば十分であることを踏まえ、預貯金債権の存否のほか、その預貯金債権を特定するための事項（取扱店舗、預貯金の種類、額等）に限ることが基本となると考えられる。

このような情報に加えて、債権者が強制執行の不奏功を予め避けられるようにするという観点から、金融機関が債務者に対する貸付債権による相殺予定の有無等の情報をも提供すべきであるとの考え方もあり得る。このほか、債権者がより多くの情報を得ることを求める観点から、預貯金口座に対する定期的な入金の有無等を確認するため、取引履歴をも提供させるべきであるとの考え方も示されているが、これに対しては、過去の財産に関する情報の開示は強制執行の準備という目的を超えたとの批判や、取引履歴に関する情報提供は金融機関にとっての負担が大きいとの批判があり得る。

4 その他の者から情報を取得する制度（本文イ）

本文イは、金融機関以外の私人（法人を含む。）から情報を取得する制度を設けるべきであるかという問題であるが、例えば、債務者の各保険会社に対する生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報を一般社団法人生命保険協会から取得することなどが考えられる。

もっとも、第三債務者以外の第三者からの情報取得については、新たな情報提供義務を正当化することができるか、第三者においてこの制度に対応するための情報管理の体制等が整備されているかといった問題について、更に検討する必要があると考えられる。

(注1) 第2回会議では、第189回国会に提出された民法の一部を改正する法律案(債権法)では、預貯金債権が譲渡制限や弁済に関して特殊な取扱いがされていることを指摘し、そのような特殊な取扱いがされている金融機関に対しては、一定の協力義務を負わせても構わないのではないかと意見があった。

(注2) 現行法上預貯金を取り扱うことができる金融機関としては、具体的には、①銀行、②信用金庫、③信用金庫連合会、④信用協同組合、⑤協同組合連合会、⑥労働金庫、⑦労働金庫連合会、⑧株式会社商工組合中央金庫、⑨農業協同組合、⑩農業協同組合連合会、⑪漁業協同組合、⑫漁業協同組合連合会、⑬水産加工業協同組合、⑭水産加工業協同組合連合会、⑮農林中央金庫があるほか、郵政民営化前の郵便貯金の一部を承継している⑯独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がある。

(2) 公的機関からの情報の取得

ア 公的機関から、債務者の勤務先に関する情報を取得する制度を設けるとの考え方があるが、どのように考えるか。

イ このほか、公的機関から一定の情報を取得する制度を設けることにつき、どのように考えるか。

(補足説明)

1 税務署等の公的機関から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設することについては、平成15年改正の際にも議論されたが、そのような公的機関が保有する情報を本来の目的以外の目的に利用することについては、個人情報保護の見地から問題があると考えられたため、制度の創設は見送られた。

もっとも、近時、個人情報保護の問題を踏まえてもなお、公的機関から情報を取得すべき必要性が特に高い場面として、債務者の給与債権を差し押さえるためにその勤務先に関する情報を求めることが想定されるとし、今般改めてこの制度の創設を検討するべきであるとの指摘がある(注)。

この制度の必要性に関しては、債務者が個人であるケースではその最も重要な財産が給与債権であることが少なくないが、債権者にとっては、債務者の勤務先を把握することが必ずしも容易ではないという事情を指摘することができる。また、勤務先情報が特に必要とされる場面に関しては、近時、養育費履行確保の必要性の観点から、給与債権の差押えを容易にすることが求められているとの指摘があり得る。

2 公的機関からの情報取得制度の創設を検討するに際しては、平成15年改正の際の議論と同様に、公的機関の保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、本来の目的以外の目的に利用することが禁止されていることとの関係が問

題となる（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第1項）。

この「法令に基づく場合」としては，各法令の立法目的から個人情報の利用をすることに合理性が認められる場合が想定されており，例えば，民事訴訟法第186条（調査の囑託），第223条第1項（文書提出命令）や，弁護士法第23条の2（報告の請求）などがあるとされている。

公的機関が債務者財産に関する情報を提供することの合理性については，第3回会議では，それが債権者の権利実現に向けた民事執行制度の実効性向上につながる点で公益に適うものであるとして，その合理性を幅広く認めることができるという意見があった一方で，その合理性が認められるのは，例えば，債務者の勤務先に関する情報のように，情報取得の必要性が特に高く，かつ，これにより得られる利益が個人情報保護により得られる利益を上回るような場合に限られるとする意見もあった。後者の意見に関しては，例えば，債権者が養育費のような扶養義務等に関する債権を行使しようとする場面では，それが債権者の生活維持のために重要であり，給料等の継続的給付の差押えにより確実に回収することが期待されているとの見方を示す意見もあった。

- 3 公的機関のうち税務当局が保有する情報の開示に関しては，申告納税制度（納税者の自発的な協力により税務に関する情報を収集するという制度）を機能させるために，納税者の自発的な申告により知り得た情報を厳格に保護する必要があるという観点から，その情報を本来の目的以外の目的に利用することを特に問題視する指摘があり得る。

もっとも，税務当局が保有する債務者財産に関する情報には，債務者（納税者）自身の申告によって収集されたものが多いと考えられる一方で，債務者の勤務先に関する情報は，源泉徴収制度において，債務者（納税者）自身の申告によるのではなく，その勤務先から税務当局への源泉徴収票等の提出によって収集されるものであるとの指摘もあり得る。

- 4 第3回会議では，債務者の勤務先に関する情報のほか，例えば，債務者の有する不動産や自動車に関する情報についても，公的機関から取得することができる制度にすべきではないかといった意見もあったが，これに関しては，情報取得の必要性が特に高いといえるかについて更に検討が必要であると考えられる。また，不動産登記・自動車登録制度においては，物ごとにその情報が管理されており（不動産登記法第2条第5号等参照），人ごとにその情報が管理されているわけではないから，ある債務者がどのような不動産・自動車を所有しているのかを検索することが制度上可能であるかといった問題もある。

(注) 債務者の勤務先に関する情報を保有している公的機関としては、具体的には、債務者の勤務先の所在地を管轄する税務署（所得税関係），債務者の住所地のある市町村（住民税関係），日本年金機構等の厚生年金保険の実施機関等があり得る。

3 第三者から情報を取得するための要件

(1) 一般的な要件

第三者から情報を取得する手続の申立てに必要な債務名義の種類やこの手続の実施要件については、後記(2)から(4)までの事項を除き、基本的に、財産開示手続と同様の規律によるものとする考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

この手続の実施要件に関しては、第三者からの情報取得に特有の事項（本文第2の3(2)から(4)まで参照）を除き、基本的には、財産開示手続の実施要件を参照し、これと同様のものとする考えられる。この手続は、財産開示手続と共通の目的の下で、強制執行の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を求めるものである点で、財産開示手続と同様の特質を有すると考えられるからである。

したがって、この手続を実施するための最低限の要件として、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることが必要となることに加えて、申立てに必要な債務名義の種類や、先に実施した強制執行の不奏功等の要件についても、現行の財産開示手続と同様とすることが考えられる。また、財産開示手続に関してこれらの要件の見直しが検討されているところ（本文第1の1(1)、(2)の各補足説明参照）は、基本的に、第三者からの情報取得の手続にも当てはまると考えられる。

本文は、以上を踏まえ、この手続を実施するための一般的な要件について、基本的に、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする考え方を取り上げたものである。

(2) 財産開示手続の前置

第三者から情報を取得する手続と現行の財産開示手続との先後関係については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

【甲案】第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、先に財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

【乙案】先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

(補足説明)

- 1 第三者からの情報取得と現行の財産開示手続との先後関係については、まず、この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務等との関係を整理する観点から、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であるとする考え方があり得る。また、債務名義に示された債権債務関係の直接の当事者ではない第三者の負担を軽減するという観点や、債務者に対する手続保障の観点から、債務者自身の陳述による情報の開示を先行させるべきであるという考え方もあり得る。

これらの考え方は、債務者財産に関する情報の開示は、債務者自身の陳述によるのが基本であって、第三者から情報を取得する手続は飽くまで補充的な手段と位置付けるべきものとの理解に基づくものと考えられる。

甲案は、このような考え方を踏まえたものである。

- 2 このように財産開示手続を先行させる考え方に対しては、債務者による財産隠しの危険を避けるとの観点から、債務者に知られることなく第三者から情報を取得することができるようにすべきであり、特に、流動性の高い預貯金債権の差押えの場面では、その密行性を特に重視する必要があるとの批判があり得る。乙案は、このような観点を踏まえた考え方である。

もっとも、このように手続の密行性を特に重視する考え方に対しては、強制執行を免れようと企てる債務者の多くは、實際上、債務名義の作成過程やその直後に財産隠しを行っているから、財産開示手続を前置しても財産隠しの危険が高まるわけではないとの指摘もあり得る。

(3) 申立人の債権額を基準とする制限

この手続による情報取得の範囲については、申立人の債権額を基準とする制限を設けないものとする考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 強制執行の手続においては、請求債権の額を超える差押えや売却を避ける趣旨のルールが設けられており（不動産につき民事執行法第73条、債権につき同法第146条第2項等）、第三者から情報を取得する手続においても、これと同様の趣旨で、申立人の債権額を基準として情報取得の範囲を制限するルールを設けるかどうかの問題となり得る（注）。

この問題を検討するに当たり、まず、第三者から情報を取得する制度において、債権者による申立ての段階で、債権額の限度でのみ情報提供を求めることができる等の規律を一般的に設けることは、手続が煩雑で迅速性に欠け、

現実的でないと考えられる。債権者においては、どこにどのような債務者財産があるか分からないためにこの手続を利用しようとするのであるから、探索的な手続の利用をある程度は認めざるを得ないと考えられるからである。

- 2 そこで、財産開示手続では、債務者側からの申立てにより執行裁判所が開示義務の範囲を限定することができることを参考として、申立人がその申立てに用いた債務名義上の債権の完全な弁済に支障がないことを債務者において立証した場合には、第三者からの情報取得の手続の全部又は一部を行わないこととするといった規律を設けるといった考え方があり得る。もっとも、これに対しては、第三者によって情報が提供されるまでの間に債務者を手続に参与させたのでは、特に流動性の高い預貯金債権などにつき隠匿の機会を与えることになりかねないとの批判があり得る。
- 3 また、第三者に対して情報提供を求める段階ではなく、その回答が得られた段階で、情報提供があった財産の総額が申立人の債権額を超えるときには、執行機関等の判断により申立人に開示する範囲を制限するといった仕組みも、考えられないではない。しかし、その判断に当たっては個々の財産の価額評価が必要となることもあり、適切な判断を行うことは困難であると考えられる。加えて、財産開示手続におけるのと同様に、申立人のほかにも債権者がいる場合には、その後の強制執行等の手続において按分配当がされ、十分な満足を得られなくなるおそれがあるという問題もある。
- 4 このほか、過剰な情報取得を制限するために、債権者が1回の申立てで情報取得先として申し立てることができる第三者の数を制限するとの考え方もあり得るが、このような考え方に対しては、申立人の有する債権額によっては多数の第三者から同時に情報取得をする必要があることも否定はできないため、この制度の実効性が低下するとの批判があり得る。
- 5 本文の考え方は、以上のような指摘を踏まえ、申立人の債権額を基準として情報取得の範囲を制限するための適切な規律を設けることが困難であるとして、そのような規律を設けないものとする考え方を取り上げたものである。

(注) ドイツにおける制度では、かつて、第三者から債務者財産に関する情報を取得することができるのは、債務者の個人情報保護の観点から、執行債権が500ユーロ以上であることが必要であるとされていたものの、近時の法改正により、この要件は廃止された(ドイツ民事訴訟法第8021条第2項参照)。

(4) 再実施の制限

過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても、この手続の再実施を制限しないとする考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 第三者から情報を取得する手続において、第三者の負担をできる限り少なくするとの観点からは、財産開示手続と同様に、一定の期間内に債務者財産に関する情報を提供した第三者は、これと同内容の重複する情報提供を拒むことができるという規律を設けることが考えられる。この場合には、先行する手続の存在によって第三者から情報を取得することができなかつた後行手続の申立人に対しては、先行手続の事件記録のうち関係部分を閲覧させることが考えられる。
- 2 もっとも、このような手続の構造に対しては、第三者において情報提供をしたかどうかを管理する必要が生じ、かえって第三者の負担が重くなるおそれがあるとの批判があり得る。この制度における第三者の回答が書面によることを想定すれば、その事務的な負担は、財産開示手続において裁判所への出頭を求められる債務者の負担と比較して、それほど大きいものではなく、むしろ、再実施の制限を設けない方が第三者の負担が小さいとも考えられる。
また、後行手続の申立人が先行手続の事件記録を閲覧することを想定することに対しては、先行手続の事件記録が近隣の裁判所に存在するとは限らないため、事件記録の閲覧等による対応には困難が伴うとの批判があり得る。
本文の考え方は、このような指摘を踏まえ、財産開示手続と異なり、第三者から情報を取得する手続については、再実施を制限しないとの考え方を取り上げたものである。

4 回答の取扱いその他の検討事項

(1) 回答の送付先と他の債権者による記録の閲覧の可否

この手続により得られた第三者からの回答の取扱いについては、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

【甲案】この手続により情報提供を求められた第三者は、債権者に対し、直接、債務者財産に関する情報を回答するものとする。

【乙案】この手続により情報提供を求められた第三者は、執行機関に対し、債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答を閲覧することができる者の範囲については、当該手続の当事者のみに限るとする考え方がある一方で、この手続の申立てに必要とされる債務名義を有する他の債権者をも含むとする考え方もある。

(補足説明)

- 1 仮に手続の再実施を制限する規定を設ける場合には、この規定によって申立てが認められなかつた者に、既に実施された事件の記録の閲覧等をさせる

必要があるため、第三者からの回答先を執行機関とせざるを得ない。

これに対して、手続の再実施を制限せず、第三者が手続ごとに回答することとする場合には、他の債権者はその情報の収集のために新たな手続実施を求めれば良く、財産開示手続のように事件記録の閲覧等をする必要は基本的にはなくなる。

2 甲案は、手続の再実施を制限しないことを前提に、この手続により情報提供を求められた第三者が、執行機関ではなく、直接、申立人に対して回答するとの考え方を取り上げたものである。この考え方の根拠としては、他の債権者による閲覧を認める制度的な必要性がないことに加えて、申立人がより速やかに債務者財産に関する情報を入手することができ、より迅速な権利の実現につながるということが指摘され得る。

3 他方で、手続の再実施を制限しないこととしつつも、回答の送付先を執行機関とする考え方もあり得る。

この考え方の根拠としては、まず、この手続の不必要な利用を抑制して第三者の負担を軽減する観点から、申立ての資格を有する他の債権者にも事件記録の閲覧等を認めることが有益であることが指摘され得る。

また、債務者の手続保障を重視する観点から、債務者が執行機関を通じて第三者からの回答の内容を確認することができるようにすべきであるとの指摘や、第三者の情報提供義務の履行の有無を巡る紛争を防止する観点から、第三者からの回答を執行機関に保管する必要があるとの指摘もあり得る。これらの指摘によれば、回答の送付先を裁判所とした上で、その回答を閲覧することができる者を、当該手続の当事者（申立人、債務者、情報提供を求められた第三者）に限るとの考え方があり得る。

(2) 第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が、回答に要する費用等の支払を請求することができるものとするとの考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

第三者から情報を取得する手続においては、回答を求められる第三者に一定の事務的な負担を課すこととなるため、第三者に対してその回答に要する費用等を支払う必要があるとの考え方があり得る。裁判手続の中で一定の協力義務を負う第三者に対して費用等の支払をする例としては、調査嘱託等の場面が参考になると考えられる（注）。

この考え方に関しては、現行法上、陳述催告の場面では第三債務者に対してその陳述に要する費用や報酬が支払われないこととの関係が問題となるが、既に差押えの対象となっている債権が特定されている陳述催告の場面と

異なり、この手続で情報提供を求められた第三者においては、自己の保有する情報を集約するための一定の手間と費用がかかるため、その負担の程度が異なると整理することが考えられる。

(注) 例えば、調査嘱託については、請求により、報酬及び必要な費用を支給することとされ（民事訴訟費用等に関する法律第20条第1項）、報酬額については裁判所が相当と認めるところによるとされており（同法第26条）、第三者から裁判所に対する請求手続が必要となる。また、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、費用として、その概算額を予納しなければならない（同法第11条第1項第1号、第12条第1項）。

(3) その他の事項

以上で取り上げた事項のほか、第三者から情報を取得する手続に関して、どのような規律を設けるべきか。

(補足説明)

- 1 第三者から情報を取得する手続を新たに創設するに当たっては、この事件を取り扱う執行機関や管轄、債務者からの不服申立ての可否など、この手続に関する規律を整備する必要がある。これらの事項については、第三者から情報を取得するための要件（本文第2の3参照）に関する検討を踏まえ、更に検討する必要があると考えられる。
- 2 また、第3回会議では、この手続により情報提供を求められたにも関わらず、正当な理由なく、情報提供を拒み、又は虚偽の情報を提供した者に対し、罰則を科するかについて検討する必要があるとの指摘があった。
この点については、第三者からの回答の正確性等を担保するために、民事訴訟法や民事執行法の他の規定を参考にして（注）、罰則を設けるべきであるとの考え方があり得る一方で、無関係の第三者に対して、罰則をもって情報提供を義務付けることは適当ではないとの考え方もあり得る。また、第三者の範囲を金融機関と公的機関に限って考えれば、特別の罰則規定を設けなくても、適切な回答を期待することができるとの指摘もあり得る。
- 3 このほか、提供された情報の保護という観点から、例えば、この手続により債務者財産に関する情報を取得した債権者等は、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外に使用してはならないものとし（民事執行法第202条参照）、この情報を目的外に使用した場合につき罰則を設けることが考えられる（同法第206条第2項参照）。

(注) 民事訴訟における証人は、正当な理由なく出頭しないと過料や罰金の制裁を受

け（民事訴訟法第192条，第193条），宣誓した証人が虚偽の証言をすると偽証罪に問われ（刑法第169条），証言を拒絶することのできる理由がないのに証言をしない場合にも過料や罰金の制裁を受ける（民事訴訟法第200条，第192条，第193条）。債権執行の手續における第三債務者の陳述の催告においては，故意又は過失により陳述をしなかったときや不実の陳述をしたときには，これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととされている（民事執行法第147条2項）。

財産開示手續においては，正当な理由なく陳述しないときや虚偽の陳述をしたときには，30万円以下の過料に処することとされている（同法第206条第1項）。これは，財産開示手續が債務名義の取得後の手續であることから，民事訴訟における当事者尋問の虚偽陳述に対する制裁（10万円以下の過料）よりも処罰価値が高いと考えられることが考慮されたものである。